

令和元年度答申第95号
令和2年3月27日

諮問番号 令和元年度諮問第127号（令和2年3月24日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件諮問については、当審査会において調査審議は行わず、審査庁において速やかに裁決のための手続を進めるのが相当である。

理 由

- 1 本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、長兄のP（以下「長兄P」という。）は軍人として外地で戦死したと主張して、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、長兄Pに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人と同順位で長兄Pに係る特別弔慰金を受け権利を有する次兄のQ（以下「次兄Q」という。）がさきに当該特別弔慰金の請求（以下「先行請求」という。）をし、次兄Qに対して権利の裁定（以下「既裁定処分」という。）がされており、これにより審査請求人に対しても権利の裁定がされたものとみなされる（特別弔慰金支給法6条）として、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

これに対し、審査庁は、次兄Qは既裁定処分の通知書が到達する前に死亡しているから、既裁定処分の効力が生じていたとは認められず、したがって、無効

な既裁定処分に基づいてされた本件却下処分は違法で取り消すべきであるとして、当審査会に諮問をした。

そして、上記によれば、本件諮問に当たり、審査庁は、本件請求は適法であるとの判断を示していることと解することができる（諮問説明書）。

2 本件のような申請拒否処分に係る審査請求について、処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁で、申請に対して一定の処分をすべき旨を命じ、又は一定の処分をする権限を付与されていないものが、審査請求に係る処分の全部を取り消すとの裁決をしようとするときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）43条1項8号に該当しないことから、審査庁は、当審査会に諮問をしなければならないが、本件においては、上記1のとおり、審査庁が、当審査会に対し、本件却下処分は取り消すべきであるとするとともに、本件請求の全部を認容すべきであるとの判断を示し、そのような裁決がされる予定であることが明らかになっているのであるから、本件諮問については、同号に準ずる場合として、当審査会は調査審議を行わず、審査請求人の権利利益の迅速な救済を図るという観点（同法1条1項参照）から、審査庁において速やかに裁決のための手続を進めるのが相当である。

3 なお、本件諮問に至るまでの一連の手続をみると、平成29年11月14日に本件審査請求が受け付けられた後、平成30年3月14日に処分庁から弁明書が提出され、同年7月30日付けで審理員意見書が提出され、令和2年3月24日に本件諮問がされているから、本件審査請求の受付から本件諮問までに約2年4か月もの長期間を要している。

行政不服審査法は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図ることを目的としている（1条1項参照）から、本件諮問までに上記のような長期間を要したことは、同法の上記目的にもとるものといわざるを得ない。審査庁においては、審査請求手続の迅速化を図る必要がある。

4 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	と
委	員	野	口	貴	公